

簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

なお、本業務は、参加表明書及び技術提案書を同時に提出するものである。

令和7年12月25日

分任支出負担行為担当官

九州地方整備局 宮崎河川国道事務所長 大嶋 一範

1. 業務概要

- (1) 業務名 : 令和8年度日南防災外事業監理業務（電子入札及び電子契約対象案件）
- (2) 業務の目的 : 本業務は、宮崎河川国道事務所管内の改築事業における国道220号日南防災、住吉道路、新富バイパスにおいて、発注者と連携しながら事業の効率化と確実な事業推進を図るため、測量・調査・設計・用地調査の委託業務に対する指導・調整、地元や関係行政機関等に対する調整、各事業間の業務管理を行う業務である。
- (3) 履行期間 : 令和8年4月1日～令和9年3月31日
- (4) 本業務は、競争性確保のため簡易公募型プロポーザルの手続きに準じて行う業務である。
- (5) 本業務は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたい場合は、九州地方整備局電子入札運用基準の様式1を分任支出負担行為担当官に提出し、その承諾を得なければならない。この場合、書面を持参又は郵送等により提出するものとし、電送（ファクシミリ）によるものは受け付けない。
電子入札システムによる手続に入った後に、紙入札方式への途中変更は原則として認めないものとするが、応札者側にやむを得ない事情があり、入札手続に影響がないと認めた場合に限り、例外的に認めるものとする。
九州地方整備局電子入札運用基準は、九州地方整備局のホームページ(<http://www.qsr.mlit.go.jp>)の入札・契約情報よりダウンロードできる。
なお、様式1の提出先及び受付時間は、次のとおりである。
 - 1) 提出先 : 5. (1) に同じ。
 - 2) 受付時間 : 土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日等」という。））を除く毎日の9時30分から17時00分まで。
- (6) 本業務は、契約手続にかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙方式とすることができるものとする。
- (7) 本業務は「低価格受注業務がある場合における配置予定管理技術者等（調査業務及び設計業務においては「管理技術者」、測量業務及び地質調査業務においては、「主任技術者」をいう。以下同じ。）の手持ち業務量の制限等」の試行業務である。
- (8) 契約日は、令和8年度予算が令和8年4月1日までに成立した場合は4月1日とし、4月2日以降に成立した場合はその成立日とする。
なお、契約日にかかわらず、契約期間（工期）の始期は令和8年4月1日とする。

2. 業務実施上の条件

- (1) 技術提案書の提出者に要求される資格

技術提案書の提出者は、1) に掲げる資格を満たしている単体企業又は2) に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

1) 単体企業

- ① 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 98 条において準用する第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- ② 九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和 7・8 年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
- ③ 参加表明書の提出期限の日から見積書開封の日までの期間に、九州地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

2) 設計共同体

2.（1）1）に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和 7 年 1 月 25 日付け九州地方整備局長）に示すところにより九州地方整備局長から本業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を受けているものであること。

なお、構成員の一部が指名停止措置を受けたことにより、残余の構成員が新たな設計共同体の結成を行う場合及び残余の構成員が単独により参加表明書を提出する場合は、参加表明書の提出期限（別表 1 ②に示す日時）までは参加表明書の再提出は認めるものとするが、提出期限以降の参加表明書の再提出は認めない。

3) 技術提案書を提出しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

①資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- a) 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。b) において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。b) において同じ。）の関係にある場合
- b) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

②人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、a) については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- a) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - (i) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - イ) 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - ロ) 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - ハ) 会社法第 2 条第 15 条に規定する社外取締役
 - ニ) 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- (ii) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- (iii) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- (iv) 組合の理事
- (v) その他業務を執行する者であって、(i) から (iv) までに掲げる者に準ずる者

- b) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- c) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③その他の選定・特定手続の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

4) 中立性・公平性

本業務受注者及び本業務受注者と資本関係又は人的関係がある者は、本業務の担当範囲内の工事の入札に参加し又は受注者となることはできない（共同企業体の場合はその構成員となることもできない）。また、本業務の受注者の出向・派遣元及び、出向・派遣元と資本関係又は人的関係のある者についても、前記と同様の扱いとする。なお、「参加」とは、入札に参加すること又はその下請として参加することを含む。

[1]一方の会社が、他方の会社の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を保有し又はその出資額の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている場合。

[2]一方の会社の代表権を有する役員が、他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合。

(2) 参加表明書に関する要件

1) 参加表明書の提出者に対する要件

① 同種又は類似業務の実績

平成 23 年度以降公示日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない）のうち、以下に記載する「同種業務」の実績を有さなければならない。

なお、競争参加資格確認申請者が設計共同体の場合は、構成員のすべてが平成 23 年度以降に完了した以下に示す業務（令和 7 年度完了予定も対象に含む）において、1 件以上の実績を有すること。

同種業務：国、特殊法人等（注 1）、地方公共団体（注 2）、地方公社（注 3）、公益法人（注 4）、又は大規模な土木工事を行う公益民間企業（注 5）が発注した行政事務補助業務（注 6）、発注者支援業務、公物管理補助業務（注 7）、CM 業務、PFI 事業技術アドバイザー業務、土木設計業務、調査検討・計画策定業務、管理施設調査・運用・点検業務、測量業務、地質調査業務。

注 1) 特殊法人等とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第 1 条に示す、新関西国際空港(株)、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)、成田国際空港(株)、西日本高速道路(株)、中間貯蔵・環境安全事業(株)、阪神高速道路(株)、東日本高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、日本中央競馬会、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、沖縄科学技術大学院大学学園、国立研究開発法人科学技術振興機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人自動車事故対策機構、国立研究開発法人情報通信研究機構、国立研究開発法人森林研究・整備機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人労働者健康安全機構（日本道路公団など同条に規定する法人の組織改編前の法人、附則第 2 条及び第 3

条に示す独立行政法人を含む)に加え国土交通省所管のその他の独立行政法人、地方共同法人日本下水道事業団、文部科学省所管の大学共同利用機関法人をいう。

注2) 地方公共団体とは地方自治法第1条の3に規定する普通地方公共団体(都道府県、市町村)及び特別地方公共団体(地方公共団体の組合、財産区、及び地方開発事業団)をいう。

注3) 地方公社とは、地方道路公社法に基づく道路公社、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき都道府県が設置した「土地開発公社」、地方住宅供給公社法に基づき都道府県が設立した「住宅供給公社」をいう。

注4) 公益法人とは、次のものをいう。

- 一 一般社団法人又は一般財団法人に関する法律に基づき設立された一般社団法人又は一般財団法人、及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づき認定を受けた公益社団法人又は公益財団法人。
- 二 旧民法第34条の規定により設立された社団法人又は財団法人であって、平成20年12月1日現在、現に存する法人であって、新制度の移行の登記をしていない法人(特例社団法人又は特例財団法人)。

注5) 大規模な土木工事を行う公益民間企業とは、鉄道会社、空港会社、道路会社、電力会社、ガス会社、石油備蓄会社、電気通信会社をいう。

注6) 行政事務補助業務とは、土木事業における関係機関協議資料、図面作成、数量とりまとめ等について、発注者の指示に基づいたうえで土木分野の専門技術に基づき資料作成を行う業務である。

注7) 公物管理補助業務とは、河川巡視支援業務、河川許認可審査支援業務、ダム管理支援業務、堰・排水機場等管理支援業務、道路許認可審査・適正化指導業務等に該当する業務をいう。

②実績として挙げた業務の業務評定点が60点以上であること。ただし、評定通知を受けていないため業務成績を評価できない場合、又は「地方整備局委託業務等成績評定要領」(以下「成績評定要領」という。)に基づく業務以外の場合は、この限りではない。また、予決令第85条の基準に基づく価格(以下「調査基準価格」という。)を下回った業務の実績において、業務評定点が70点未満の場合は、業務実績として認めない。設計共同体の場合も、代表者の同種又は類似業務の実績、その他構成員の当該業務で実施を予定している分担業務の実績において、調査基準価格を下回り業務評定点が70点未満の業務の場合は、業務実績として認めない。

また、同種業務の工事の実績は、工事成績評定点が65点以上を実績として認めることとし、当該工事に係る工事成績評定通知書等の評定点を証明する書類の写しを添付することを必須とするが、工事評定が実施されていない実績や評定点が企業に通知されていない実績にあつては、検査に合格したことを証明する書類又は、引渡しが完了したことを証明する書類をもって65点と見なす。

③過去2年間(令和5年度～令和6年度)に完了した土木関係建設コンサルタント業務のうち、国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務(港湾空港関係を除く)の平均業務評定点が60点以上であること。

ただし、評定通知を受けていないため業務成績を評価できない場合、又は「成績評定要領」に基づく100万円以上の国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務(港湾空港関係を除く)の実績がない場合は、この限りではない。

2) 配置予定技術者に対する要件

外国資格を有する技術者(わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。)については、あらかじめ技術士

相当又はR C C M相当との旧建設大臣認定（建設経済局建設振興課）または国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課又は不動産・建設経済局建設振興課）を受けている必要がある。

なお、参加表明書及び技術提案書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書及び技術提案書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が選定されるためには選定通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

①配置予定管理技術者等

- ・管理技術者は非専任、非常駐とする。
ただし、月1回以上、現地で打合せを行うものとする。
- ・設計共同体の場合は、代表者が管理技術者を配置するものとする。
- ・管理技術者は、主任技術者との兼務を可能とする。

配置予定管理技術者等については下記の(2)、(3)及び(4)に示す条件を満たし、(1)の実績を有する者とする。

(1)下記のいずれかの実績を有する者。

平成23年度以降公示日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない。また、令和7年度完了予定も対象に含む。）のうち、以下に記載する「同種又は類似業務」の実績を有する者。

- 1) 同種業務：国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事をを行う公益民間企業が発注した土木工事に関する行政事務補助業務または発注者支援業務（類する業務を含む（※1））、公物管理補助業務（道路）類する業務を含む（※1））
- 2) 類似業務：国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事をを行う公益民間企業が発注したCM業務、PFI事業技術アドバイザー業務、土木設計（道路）における概略・予備・詳細設計業務、土木工事における監理技術者又は主任技術者の業務

※1 「類する業務」とは、公益民間企業等が発注する同等の内容の業務を指す。

なお、上記の期間に、産前産後休業（労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定による休業）、育児休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1号に規定する休業）及び介護休業（同条第2号に規定する休業）（以下「休業」という。）を取得した場合は、当該休業の期間に相当する期間に応じて実績として求める期間（以下「評価対象期間」という。当該休業の期間が1年に満たない場合は1年として切り上げて期間を延長するものとし、休業を複数回取得している場合は休業の通算日数が1年を超える毎に評価対象期間を1年単位で延長するものとする。）を延長することができるものとし、この場合においては、休業を取得したことを証明する書類を添付すること。

また、実績として挙げた業務の業務評定点が60点以上であること。ただし、評定通知を受けていないため業務成績を評価できない場合、又は「成績評定要領」に基づく業務以外の場合は、この限りではない。ただし、調査基準価格を下回った業務の実績において、業務評定点が70点未満の場合は、業務実績として認めない。

(2)直接的雇用関係

配置予定管理技術者は、本業務の履行中に、本業務の受注者と直接雇用関係がなければならない。

直接的雇用関係が確認できる資料（健康保険証等）を「様式-7」に添付すること。

競争参加資格確認申請書の提出期限までに競争参加資格確認申請者と配置予定管理技術者の間において直接的雇用関係が成立していない場合は、契約締結日までに直接的雇用関係が成立する旨の誓約書を提出するものとする。なお、誓約書の提出期限は競争参加資

格確認申請書と同様の扱いとする。

- (3) 令和 8 年 4 月 1 日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む。また、複数年契約の業務の場合は、契約金額を履行期間の総月数で除し、当該年度の履行月数を乗じた金額とする。尚、設計共同体として受注した業務の契約金額は、総契約金額に出資比率を乗じた金額とする。）が 5 億円未満かつ 10 件未満である者。ただし、令和 8 年 4 月 1 日現在での手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務（港湾空港関係を除く）がある場合には、手持ち業務量の契約金額を 5 億円未満から 2.5 億円未満に、件数を 10 件未満から 5 件未満に読み替える。その上で、配置予定管理技術者等が手持ち業務量の制限を満たすことが確認できない場合には、九州地方整備局競争契約入札心得（平成 24 年 3 月 30 日付け国九整達第 9 号）第 6 条第 11 号の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とするものとする。

また、本業務の履行期間中は配置予定管理技術者等の手持ち業務量が、契約金額で 5 億円、件数で 10 件の業務量（令和 8 年 4 月 1 日現在での手持ち業務に、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等で調査基準価格を下回る金額で落札した業務（港湾空港関係を除く）がある場合には、契約金額で 2.5 億円、件数で 5 件の業務量）未満とし、この業務量以上となった場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該配置予定管理技術者等を、以下の[1]から[4]までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

なお、手持ち業務の基準日である令和 8 年 4 月 1 日現在は、令和 8 年度予算成立が令和 8 年 4 月 2 日以降となった場合は、予算成立日とする。

- [1] 当該配置予定管理技術者等と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- [2] 当該配置予定管理技術者等と同等の技術者資格を有する者
- [3] 当該配置予定管理技術者等と同等以上の業務成績平均点を有する者
- [4] 手持ち業務量が当該業務の業務説明書又は特記仕様書において設定している配置予定管理技術者等の手持ち業務量の制限を超えない者

手持ち業務とは、管理技術者、又は主任技術者、又は担当技術者となっている契約金額 500 万円以上の国土交通省以外の発注者（国内外を問わず）のものを含んだ全ての業務。

- (4) 過去 4 年間（令和 3 年度～令和 6 年度）に完了した業務について、担当した国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務（港湾空港関係を除く）テクリス技術者評定の平均点が 60 点以上であること。また、照査技術者としての実績は対象外とする。

また、同種業務の工事の実績は、工事成績評定点が 65 点以上を実績として認めることとし、当該工事に係る工事成績評定通知書等の評定点を証明する書類の写しを添付することを必須とするが、工事評定が実施されていない実績や評定点が企業に通知されていない実績にあっては、検査に合格したことを証明する書類又は、引渡し完了したことを証明する書類をもって 65 点と見なす。

なお、2.（2）②（2）において、評価対象期間の延長資料が提出された場合は、同様に提出資料に基づいた評価対象期間の延長を行うものとする。

ただし、評定通知を受けていないため業務成績を評価できない場合、又は「成績評定要領」に基づく 100 万円以上の国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務（港湾空港関係を除く）の実績がない場合は、この限りではない。

②配置予定主任技術者（事業監理・調査・設計）

- ・主任技術者は専任とし、業務場所（宮崎河川国道事務所）に常駐するものとする。

- ・配置予定主任技術者（事業監理・調査・設計）については下記に示す条件を満たす者とする。

1) 配置予定主任技術者（事業監理・調査・設計）

配置予定主任技術者については下記の(1)に示す条件を満たす者であり、(2)の実績を有する者であることとする。

(1) 下記のいずれかの資格等を有する者

- [1] 技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- [2] 技術士（建設部門）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- [3] R C C Mの資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者、R C C Mと同等の能力を有する者。（技術士部門と同様の部門に限る）（※1）
- [4] 一級土木施工管理技士
- [5] 土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級）
- [6] (一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(I)

※1「R C C Mと同等の能力を有する者」とは、R C C M試験に合格しているが転職等により登録ができない立場にいる者。

(2) 上記2. (2) 2) ①配置予定管理技術者等の(1)に同じ

③配置予定担当技術者

- ・担当技術者は専任とし、業務場所（宮崎河川国道事務所）に常駐するものとする。
- ・配置予定担当技術者については下記に示す条件を満たす者とする。

1) 配置予定担当技術者

・配置予定担当技術者については下記の(1)に示す条件を満たす者であり、(2)の実績を有する者であることとする。

(1) 下記のいずれかの資格を有する者

- [1] 技術士（総合技術監理部門－建設又は建設部門）、技術士補（建設部門）
- [2] 一級土木施工管理技士、一級土木施工管理技士補又は二級土木施工管理技士
- [3] 土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者、土木学会1級土木技術者又は土木学会2級土木技術者
- [4] (一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(I)、公共工事品質確保技術者(II)又は発注者が認めた同等の資格を有する者（※1）
- [5] R C C M又はR C C Mと同等の能力を有する者（※2）（技術士部門と同様の部門に限る）
- [6] 「配置予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務の実績」と同様の実務経験が1年以上（※3）の者
- [7] 河川又は道路関係の技術的行政経験（※4）を5年以上有する者

※1「発注者が認めた同等の資格を有する者」とは以下のとおり

- ・中部地方における「施工体制の確保に関する推進協議会」が認定した発注者支援技術者（土木）Ⅰ種またはⅡ種

※2「R C C Mと同等の能力を有する者」とは、R C C M試験に合格しているが転職等により登録ができない立場にいる者。

※3複数年契約の場合であって、業務が完了していない場合も1年以上従事していれば実務経験を有するものとして判断する。

※4「技術的行政経験」とは、国、都道府県、政令市、中核市、特殊法人等で職員として従事したことを言う。又5年以上の経験を有するとは、連続して従事していなくてもよい。河川又は道路関係の技術的行政経験が混在してもよい。

(2) 上記 2. (2) 2) ①配置予定管理技術者等の (1) に同じ

3. 技術提案書を特定するための基準

- (1) 業務の実施方針、その他
業務の理解度、実施体制等
- (2) 評価テーマに関する技術提案

4. 手続等

(1) 担当部局

〒 8 8 0 - 8 5 2 3 宮崎県宮崎市大工 2 丁目 3 9 番地
九州地方整備局 宮崎河川国道事務所 経理課 契約係
電話 0 9 8 5 - 2 4 - 8 3 3 5 (経理課直通) (内線 2 9 2)
F A X 0 9 8 5 - 2 6 - 9 5 2 8

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

電子入札システムにより交付する。交付期間は、別表 1 ①に示す日時。
ただし、電子入札に対応していない等の理由でダウンロードによる入手ができない場合は、
交付終了日の 2 日前までに 4. (1) の担当部局に連絡すること。

(3) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

- 1) 提出期限：別表 1 ②に示す日時
- 2) 提出場所：4. (1) に同じ
- 3) 提出方法

①電子入札対応の場合

電子入札システムにより提出。ただし、容量が 1 0 M B を超える場合は、持参又は郵送
(書留郵便に限る。提出期限までに必着。) すること。

②発注者の承諾を得て紙入札方式による場合

持参又は郵送(書留郵便に限る。提出期限までに必着。) すること。

(4) 特定通知の期日

特定通知の日は、別表 1 ③に示す日。

5. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 免除。
- (3) 契約書作成の要否 要。
- (4) 当該業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 4. (1) に同じ。
- (6) 2. (1) 1) ②に掲げる一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていない者又は 2.

(1) 2) に掲げる設計共同体としての資格の認定を受けていない者も 4. (3) により参加
表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっ
ても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に於いて、当該資格の認定を受
けていなければならない。

ただし、「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」(令和 6 年 5
月 9 日付け国会公契第 1 号、国官技第 46 号、国営管第 48 号、国営計第 13 号、国営整第 14 号、
国港総第 27 号、国港技第 9 号、国北予第 2 号) の 7 の設計共同体の構成員の一部が指名停止措
置を受けた場合の取扱いにおける申請期限の特例については、「特定建設工事共同企業体の構
成員の一部が指名停止措置を受けた場合の取扱いについて」(平成 10 年 3 月 9 日付け建設省厚
契発第 18 号、建設省技調発第 63 号、建設省営建発第 22 号) を準用し、別表 1 ⑤に示す日とす
る。

(7) 詳細は業務説明書による。

別表 1

①	説明書の交付期間	公示日から令和8年1月28日までの休日等を除く毎日、8時30分から18時00分まで。
②	参加表明書の提出期限	令和8年1月29日17時00分まで
③	特定通知の日	令和8年2月16日を予定する。
④	「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」の7における申請期限	令和8年2月6日